

## 京都大学立看板規程第 3 条の「本学が別に指定する場所」に吉田南 4 号館前が含まれていないことについて

【ご質問】（投稿日：2018 年 4 月 19 日）

京都大学立看板規程第 3 条の「本学が別に指定する場所」に吉田南 4 号館前が含まれておりませんが、吉田南 4 号館前は長年特に多くの全学公認団体が立看板を設置してきたスペースであり、これまでの諸経緯を振り返っても「敷地の管理や教育研究環境の確保の上で立看板の設置場所として適切な場所」でないということはないと考えられます。

何故、当該スペースが京都大学立看板規程第 3 条の「本学が別に指定する場所」に含まれていないのか、ご回答願います。

【回答】（回答日：2018 年 5 月 23 日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

京都大学立看板規程第 3 条の「本学が別に指定する場所」に関しては、予想される総必要枚数を基に、人通りの多さ、設置した際の人目への触れやすさといった点も考慮しつつ、敷地の管理や教育研究環境の確保の上でより適切な場所として定めているところですが、今後の運用状況も見ていく必要があると考えており、吉田南 4 号館前についてのご指摘については、1 つのご意見として承ります。